



栃木県公報

平成26年
9月2日(火)
第2610号

目次

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 747
- 森林法第189条の規定に基づく告示 748
- 土地改良区定款変更の認可..... 748
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可..... 748
- 道路の区域の変更..... 748
- 道路の供用開始..... 749

公 告

- 平成26年度後期技能検定試験の実施..... 750

告 示

栃木県告示第四百十号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年分の補助金等から適用する。

平成二十六年九月二日

栃木県知事 福田 富一

環境森林部の部森林整備課の款造林事業補助金の項中

<p>ロ 下刈り又は倒木起こし</p> <p>(イ) 森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの、森林施業計画認定者が当該認定に係る森林施業計画に基づき行うもの又は特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの</p>	<p>査定額の十分の四以内</p>	を
<p>ロ 下刈り又は倒木起こし</p> <p>(イ) 森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの、森林施業計画認定者が当該認定に係る森林施業計画に基づき行うもの又は特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの</p>	<p>査定額の十分の四（新たに皆伐を実施した森林に植栽した針葉樹に係る下刈りにあつては、十分の五）以内</p>	に
<p>「二 除伐等」を「二 除伐又は保育間伐」に、</p>		
<p>く 付帯施設等整備</p>	<p>査定額の十分の五以内</p>	を

く 付帯施設等整備

査定額の十分の五（新たに皆伐を実施した森林に植栽した針葉樹に係る忌避剤の散布又は塗布にあつては、十分の五・五）以内

に、

「除伐等又は間伐」を「除伐、保育間伐又は間伐」に、「除伐等、間伐」を「除伐、保育間伐、間伐」に、「除伐等又は更新伐」を「除伐、保育間伐又は更新伐」に、「除伐等又は付帯施設等整備」を「除伐、保育間伐又は付帯施設等整備」に改める。

栃木県告示第411号

平成26年7月11日付け栃木県告示第336号で告示した指定施業要件変更予定保安林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林に係る権利者にそれぞれ通知したが、次に掲げる者については、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成26年9月2日

栃木県知事 福 田 富 一

氏 名	住 所	関 係 市 役 所
斎藤武典	東京都杉並区阿佐谷北六丁目40-7	佐野市役所
石澤かね子	同 江東区平野一丁目3番14-602号	同
石澤純一	同 同 同 3番14-701号	同

(森林整備課)

栃木県告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年9月2日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
小山市美田中部土地改良区	平成26年8月21日

栃木県告示第413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成26年9月2日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	事 業 名	認 可 年 月 日
鬼怒川左岸土地改良区	鬼怒川左岸地区土地改良（維持管理）事業	平成26年8月19日

(農地整備課)

栃木県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年9月2日から同年10月1日まで一般の縦

覽に供する。

平成26年9月2日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 293号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	さくら市狭間田字弥五郎下2870-1から さくら市狭間田字東原3904-8まで	11.5 ~ 30.5	99.0	
	後	さくら市狭間田字弥五郎下2870-1から さくら市狭間田字東原3904-8まで	11.5 ~ 14.3	99.0	

II

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮那須烏山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
10	前	那須烏山市田野倉字深沢777-4から 那須烏山市田野倉字深沢778-13まで	10.0 ~ 17.1	273.7	
	後	那須烏山市田野倉字深沢777-4から 那須烏山市田野倉字深沢778-13まで	10.8 ~ 22.3	273.7	

III

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 熊田喜連川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
222	前	さくら市葛城字廟所台220から さくら市葛城字鴻ノ巣下301-3まで	6.0 ~ 17.5	1,022.6	
	後	さくら市葛城字廟所台220から さくら市葛城字鴻ノ巣下301-3まで	9.6 ~ 23.1	1,022.6	

栃木県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年9月2日から同年10月1日まで一般の縦覽に供する。

平成26年9月2日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道 293 号	さくら市狭間田字弥五郎下2870-1から さくら市狭間田字東原3904-8まで	平成26年9月2日

(道路保全課)

公 告

○平成26年度後期技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、平成26年度後期技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成26年9月2日

栃木県知事 福田 富一

1 実施する検定職種及び等級

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、縫製機械整備（縫製機械整備作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、石材施工（石材加工作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、酒造（清酒製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

（ただし、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）及び縫製機械整備（縫製機械整備作業）にあつては、学科試験のみ実施する。）

(3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）

(4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）及び樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

(5) 等級区分等

技能検定は、上記のように1の(1)については特級とし、1の(2)については1級及び2級に区分し、1の(3)については3級とし、1の(4)については等級に区分しない（単一等級）で実施し、実技試験及び学科試験によって行う。

2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに17,900円とする。

(ただし、別に知事が指定する者にあつては、11,900円とする。)

イ 実施期日

平成26年12月3日(水)から平成27年2月15日(日)までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ平成26年11月26日(水)に栃木県職業能力開発協会にて公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種 (作 業)	実 施 期 日
(1) 1級及び2級 鍛造(プレス型鍛造作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、菓子製造(洋菓子製造作業及び和菓子製造作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)及び金属材料試験(組織試験作業) (2) 3級 電気機器組立て(シーケンス制御作業)及び配管(建築配管作業)	平成27年 1月25日(日)
(1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 (2) 1級及び2級 さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、工場板金(機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、石材施工(石材加工作業)、酒造(清酒製造作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)及び機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業) (3) 3級 機械加工(普通旋盤作業)及び機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)	平成27年 2月1日(日)
(1) 1級及び2級 金属ばね製造(線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、縫製機械整備(縫製機械整備作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業)及び塗装(鋼橋塗装作業)	平成27年 2月8日(日)

- | | |
|--|--|
| (2) 3級
機械検査（機械検査作業）、建築大工（大工工事作業）及びテクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業） | |
| (3) 単一等級
電子回路接続（電子回路接続作業）及び樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業） | |

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 宇都宮市昭和2丁目2番5号

電話 028-643-7002

(3) 受付期間

平成26年10月6日（月）から同月17日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、栃木県職業能力開発協会に交付する。

なお、郵送による申請書の用紙の交付を求めようとする者は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、角2の返信用封筒（宛先を記入し120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 1に掲げる検定職種以外の検定職種であっても、その検定職種について実技試験及び学科試験の免除資格を有する者は、その職種について受検申請ができる。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（2の(1)アの額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後における手数料は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても、返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、平成27年3月13日（金）付け栃木県公報で公示し、県庁屋外掲示場に掲示するとともに、合格者に対し通知する。

なお、栃木県のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

ホームページアドレス <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/ginoukentei.html>

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が平成26年3月13日（金）付けで合格者に対し通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

(4) 試験結果の簡易開示

栃木県個人情報保護条例に基づき、合格発表の日から1ヶ月間、試験の得点を開示する。

希望する場合は、免許証等本人を確認できるものと受検票又は合格通知を持参すること（受検者本人に限る。代理人は不可）。電話による開示には、応じられない。

開示実施場所 栃木県産業労働観光部労働政策課

6 その他

技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課（電話028-623-3238）又は栃木県職業能力開発協会（電話028-643-7002）に問い合わせること。

(労働政策課)